



本当に怖い原発の話

樋口英明元裁判官は、大飯原発訴訟で「多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題とを並べた議論の可否を判断すること自体、法的には許されない」などとして差止の判断をした人である。その樋口さんが、日本民主法律家協会の司法制度研究会で「大飯原発差止訴訟から考える司法の役割と裁判官の責任」と題する問題提起をしている（『法と民主主義』534号）。私は、この論考に接して、改めて原発は本当に怖いものなのだと確認した。

樋口さんは、差止を認めるかどうかは、原発を危険と思うかどうかだという。樋口さんは「心底、危険で怖いと思う」、「ほかの裁判官がなぜ止めないのか、私にはほとんど理解できない」としている。

樋口さんは二つの危険性を指摘する。一つは、被害の大きさであり、もう一つは事故発生の確率である。

福島原発事故は、10万人を超える人々の生活を奪う被害を出しているけれど、場合によっては、3千万人を超え、東日本壊滅という事態を引き起こしたかもしれないという。そうならなかったのは、4号機の使用済み核燃料を冷却する水があったこと、2号機で圧力破壊が起きなかったことなどの倖倖があったからだという。当時、4号機からの放射能漏れによって半径250キロ圏内が避難区域になる可能性や、2号機の圧力破壊による東日本壊滅が想定されていたことなども紹介されている。

そして、樋口さんは、被害の大きさと発生確率はおおむね反比例するといわれるが、原発には通用しないという。地震の際に、原発は止める、冷やす、閉じ込めるという3原則で安全性を確保している。そのためには極めて高い耐震性が要求される。その耐震性を決定するのが基準地震動（単位はガル）である。日本での最大の地震動は4022ガルであり、ハウスメーカーはこれに耐えるように住宅を建設しているという。ところが大飯原発は稼働中の現在も856ガル仕様だということである。しかも住宅メーカーの耐震ガル数は実験を重ねているけれど、原発はそれをしていないというのである。こういう状況は、事故発生確率を高めることになるであろう。

なぜそのようなことになっているかというと、電力会社は地震の強さの上限が分かるようなのだ。それが強振動予測といわれるもので、それに基づいて原発の基準地震動が決められるのだという。地震予知に成功していない地震学において、なぜ、強振動予測ができるのか、なぜそれを原発にだけストレートに結びつけるのかという疑問が提示されている。樋口さんは「なにゆえに一般建物には適用されない強振動予測を原発にだけ適用するのか」、「最低でも、一般建物並みの耐震設計を原発でもやってくれ」としている。いくら何でも住宅の耐震設計より低レベルなどとは想定していなかったのである。樋口さんが「これ

らの事実を知れば知るほど怖くて、原発を止めるのに何の迷いもありませんでした」というのはそのとおりだと思う。

そうすると、何で他の裁判官は差止を認めないのかという疑問が湧いてくる。樋口さんは「私にはほとんど理解できない」としつつ、次のような推測をしている。一つは伊方最高裁判決の魔法であり、もう一つは頑迷な先例主義だという。

伊方最高裁判決の魔法とは、その判決が「高度の専門技術性を帯びる」と言っているのだから、裁判官も代理人もそうだと思ってしまうことをいう。その魔法にかかった裁判官は「自分には難しい。規制委員会の専門技術的問題だ。規制委員会の言うとおりでいいのではないか」と考えてしまうのだという。

樋口さんは、地震の時に何が起きるかの判断に求められるのは専門技術的な知識よりもリアルな想像力だという。自動車工学を知らなくても交通事故の裁判ができるのと似ているというのである。「理性と良識があれば簡単に答えが出せる」というのが樋口さんの確信である。

もう一つの頑迷な先例主義というのは、多くの裁判官が自分の頭で考える前に先例を調べることを意味している。その習癖は恐ろしいくらいだという。それが、樋口さんの判断方式は異端だとされる原因だともいう。樋口さんは、一番大事なことは放射性物質が拡散して、原告らの住居地に到来するかどうかだとしている。また、正当な手続きを踏んでいるかどうかではなく、規制基準が国民の安全を確保する内容となっているかどうかであるともいう。3・11以後においても、規制基準のつじつまが合っているかどうかには焦点を当てているのは、正統と異端を逆転するものだとして批判している。そして、そのような判断様式は、原発の危険性に目を向けないことになるというのである。

樋口さんは、伊方最高裁判決について「規制基準が真に国民の安全を確保する内容となっているかを裁判所が確認しなさい。それが確認できなければ住民が勝つのだ」としていると解釈している。せめて、3・11以後はそう読み替えるべきだし、それが法律学の進歩だともいう。3・11以前と以後とで、この国の原発を巡る状況は大きく変わったとする認識がそこにある。私は、その樋口さんの認識に共感を覚える。

こういう裁判官がいたことはうれしいことだけれど、異端視されたり、巧妙な人事に晒されていることは「ヤッパリネ」というよりも、この国の行く末が心配になってしまふ。原発も本当に怖いけれど、裁判所も怖くなってしまふからである。樋口さんは2017年8月に定年を迎えたようであるが、まだまだ先は長い。私たちに多くの知恵と勇気を提供して欲しいと思う。

（2019年1月4日記）（弁護士 大久保賢一）